

### 28年度保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込み

申込書の配布は11月2日(月)から、受け付けは11月28日(土)から

保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込みは、11月2日(月)から子育て支援課(市役所2階)で配布します。また、市ホームページからも取得できます。お子さんの入所を希望する保護者は、受付期間や提出書類を確認の上、申し込みください。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要がある場合  
①家庭の外または中で仕事をしている(月に48時間以上、目安としては週3日以上で1日4時間以上就労している)  
②出産前後である(利用期間は出産予定月とその前後2カ月の計5カ月以内)  
③病気・負傷・障害がある  
④長期療養中や障害のある方を看護・介護している  
⑤災害(火災・震災・風水害など)の復旧に当たっている  
⑥求職活動(起業準備を含む)を行っている

### 28年4月から利用者負担額(保育料)を改定します

認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育施設・認定こども園(2号認定)の利用者負担額(保育料)を28年4月から下表の通り改定します。施設を利用する皆さんのご理解をお願いします。

市では、2月に子ども・子育て支援新制度における適正な負担の在り方について、有識者、子ども・子育て支援に関する事業を利用している保護者、一般公募による市民などで構成する「東久留米子ども・子育て会議」に諮問し、

のあった自治体で発行されま

### 申請の受付期間など

【受付期間と受付時間・会場】  
①11月28日(土)・12月5日(土) 午前9時～午後4時  
②11月30日(月)～12月7日(月) 午前9時～午後5時  
③12月8日(火) 午前9時～午後8時  
会場は、いずれも市役所2階204会議室  
※いずれの日も午前11時半～午後1時は除きます。

【0歳児(出産予定者)の仮申請】※5月以降の申請には予約制度はありません。対象は出産予定日が判明し、28年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子(28年2月4日(木)までに出生予定となっている方)です。申請期間11月28日(土)～28年1月8日(金)です。受付時間・場所①11月28日(土)・12月5日(土) 午前9時～午後4時②11月30日(月)～12月7日(月) 午前9時～午後5時③12月8日(火) 午前9時～午後8時  
※市役所2階204会議室  
申請・内定の取り消しになりますので、ご注意ください。

でも、利用時間の長い保育認定の利用者負担額よりも、利用時間の短い教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額の方が高い状況を是正するため、D1・D3階層を変更し、収入における利用者負担額の

所2階204会議室。12月9日(水)～28年1月8日(金)が午前8時半～午後5時、子育て支援課(市役所2階)で受け付けます。※12月9日以降は、正午～午後1時と土曜日曜日、祝日、29日(火)～31日(木)の受け付けはありません。▼申請の方法は、保護者の氏名で仮申請し、対象のお子さんの出生届を提出後、子育て支援課で申請の手続きを行ってください。申請の受付期限は、対象の子が生まれてから2週間以内です。▼注意事項①仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が28年2月5日(金)以降の場合は、4月1日の入所要件に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります。5月1日付け入所を希望の場合は、再度申請が必要で、5月以降の入所は通常通りの選考となり、優先度が上がることはありません。②お子さんが生まれた後、期日までに申請がない場合も仮申請・内定の取り消しになりますので、ご注意ください。

### 28年4月からの認可保育施設の利用者負担額

階層区分	条件	2号認定(保育標準時間・3歳以上)		3号認定(保育標準時間・3歳未満)	
		【現行】保育料月額	【変更後】保育料月額	【現行】保育料月額	【変更後】保育料月額
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	0	0	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	1,000	1,500	1,500
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯	2,200	2,200	3,500	3,500
D1	市民税所得割額が55,200円未満の世帯	7,100	8,500	8,500	9,900
D2	63,600円未満の世帯	9,700	9,700	11,100	11,100
D3	78,000円未満の世帯	12,200	14,000	13,600	15,400
D4	105,600円未満の世帯	14,400	14,400	16,100	16,100
D5	126,000円未満の世帯	16,300	16,300	20,200	20,200
D6	144,000円未満の世帯	18,500	18,500	23,000	23,000
D7	159,600円未満の世帯	19,900	19,900	25,800	25,800
D8	170,100円未満の世帯	21,200	21,200	28,500	28,500
D9	182,100円未満の世帯	22,800	22,800	30,500	30,500
D10	230,100円未満の世帯	23,000	25,300	32,700	32,100
D11	260,900円未満の世帯	23,300	29,000	36,200	37,400
D12	278,900円未満の世帯	23,700	31,400	39,400	41,000
D13	299,900円未満の世帯	24,100	33,500	41,400	44,000
D14	347,900円未満の世帯	24,300	36,300	46,500	48,600
D15	398,900円未満の世帯	24,900	39,500	49,900	53,200
D16	398,900円以上の世帯	25,300	40,900	52,600	55,400

※網掛け部分に変更になる階層で、網掛けされていない階層は変更ありません。  
※保育短時間は、保育標準時間の各階層の金額に98.3%を乗じて100円未満を切り下げた額になります。  
※3歳未満児とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児となります。  
※幼稚園・認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育施設のいずれかに子どもが2人以上在園している場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とします。この場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

### ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親) 現況届の提出をお願いします

マル親医療証の更新手続き  
現在使用中のマル親医療証の有効期間は12月31日(木)までです。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届は受給要件を満たしているかどうか確認するためのものです。現在、同医療証の交付を受けている方には、11月6日(金)に現況届を発送しますので、必要書類を添付して次の方法で提出してください。

### 2015 国勢調査 協力ありがとうございました

現在、集計に伴う点検作業を進めています。28年2月には、人口速報集計が総務省統計局ホームページ(http://www.stat.go.jp)に公表される予定です。  
詳しくは情報管理課 計調査係 ☎470・7704へ。

【提出方法】届け出用紙と返信用封筒を同封して送付しますので、11月30日(月)までに(必着、郵送で提出してください)。なお、この届け出がない場合、来年1月1日からの同医療証の交付を受けられませんので、ご注意ください。所得が手当の支給基準を超えていると思われる方も現況届の提出が必要です。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

### 申請はお済みですか 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

12月28日(月)までに申請してください  
申請書の提出期限は12月28日(月)です。申請がお済みでない場合は、早めの申請をお願いします。  
【申請方法】郵送または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ提出してください。  
【申請先】子育て世帯臨時特例給付金窓口(市役所1階)へ提出してください。  
【注意】同給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。詳しくは同給付金コールセンターへ。

### 年末調整等説明会を開催します

給与支払者を対象に、27年分年末調整や法定調書などの作成について、説明会を開催します。  
【日時】11月17日(火)午後1時半～4時  
※源泉所得税の納付は「eTax(イータックス)」の

### 相続税の基礎講習会

相続税や遺言信託など、一般的な相続税の基礎について税理士がご説明します。  
【日時】11月20日(金)午前10時～正午  
【会場】東村山青色申告会  
申し込みは同会 ☎042・394・4523へ。詳しくは同会へ。

【東村山市本町3ノ8ノ16】  
【定員】先着50人  
【持ち物】筆記用具、電卓  
【注意】車での来場は遠慮ください  
申し込みは同会 ☎042・394・4523へ。詳しくは同会へ。